

入院患者面会規程

第1条. 目的

本規程は、田野病院(以下「当院」という)における入院患者への面会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
本規程は、患者の尊厳と療養の質を維持し、家族等との絆を尊重するとともに、院内感染リスクを最小限に抑え、安全な医療環境を確保することを基本方針とする。2026年度(令和8年度)診療報酬改定に伴う施設基準に基づき、感染対策上の正当な理由がない限り面会を原則可能とし、制限を行う場合は必要最小限かつ合理的な範囲に留めるものとする。

第2条. 面会の定義

本規程における「面会」とは、以下の形態を指すものとする。

- (1). 対面面会: 病院が指定する場所において、直接対面して行う面会。
- (2). オンライン面会: 当院の通信端末等を利用し、対面型で行う面会で、対面面会停止時の代替手段として行う。

第3条. 標準的な面会基準

地域の感染状況が安定している場合(レベル0: 平常時)の面会基準を以下の通り定める。

- (1). 面会時間帯: 14時00分から17時00分まで(最終受付16時30分)。
- (2). 面会頻度・時間: 患者1名に対し1日1回、20分以内、ICUは10分以内とする。
- (3). 人数制限: 1回につき3名までとする(親族またはキーパーソン)。
- (4). 対象年齢: 中学校卒業以降とする。
- (5). 面会場所: 原則として病棟ホールまたは個室とする。多床室での面会は、移動困難な場合に限り、カーテンを閉め切った状態で実施する。

第4条. 感染対策の遵守

面会者は、来院時に以下の感染対策を遵守しなければならない。

- (1). 院内および面会中における不織布マスクの常時着用。
- (2). 入退室時における速乾性手指消毒剤による手指衛生の実施。
- (3). 患者との至近距離での会話を避ける。
- (4). 面会中における飲食の禁止(飲食物の差し入れは事前に病棟スタッフに確認する)。

第5条. 面会拒否および制限事項

医師または看護師は、以下の各号のいずれかに該当する場合、面会を拒否または制限することができる。

- (1). 面会者に37.3℃以上の発熱、咳、咽頭痛、倦怠感等の症状がある場合。
- (2). 面会者が感染症(新型コロナウイルス、インフルエンザ等)の陽性診断から10日以内である場合。
- (3). 同居家族等に感染症の疑いがある場合。
- (4). 主治医が患者の病状等により、面会が不適切と判断した場合。
- (5). 患者本人が面会を希望しない場合。
- (6). 面会者が酒気を帯びている場合。
- (7). 面会中の喫煙を確認した場合。
- (8). 病院内の秩序を乱す行為を確認した場合。
- (9). 正当な理由なく、病院職員の指示に従わない場合。

第6条. 制限レベルの運用

地域の流行状況および院内での感染者発生状況に基づき、以下の制限レベル(フェーズ)を設ける。

- (1). レベル1(警戒): 予約制の導入、面会時間の短縮等の措置。
- (2). レベル2(制限): 感染が発生した特定の病棟における面会中止。
- (3). レベル3(停止): 全館面会禁止。

制限の導入および解除は、感染対策委員会の判断に基づき、速やかに患者および家族に通知するとともに、院内及びホームページに掲示するものとする。

第7条. 面会の手続き

面会者は、以下の手順に従い面会を行うものとする。

- (1). 1階受付にて「体調チェック票」の記入および検温を行い、「面会許可証」を受領する。
- (2). 各病棟スタッフステーションにて病棟スタッフに入室の許可を得る。
- (3). 面会終了後、タイマーを病棟へ返却し、面会許可証を受付へ返却して速やかに退出する。

第8条. 特例措置

以下の各号に該当する場合、主治医または看護部長の判断により、本規程の制限によらない特例的な面会を認めることができる。

- (1). 終末期または病状急変時。
- (2). 障害等により意思疎通の支援が必要な場合(合理的配慮の提供)。
- (3). その他、病院長が特に必要と認めた場合。

第9条. 規程の改定

本規程は、社会情勢や法令の改正等に基づき、定期的に見直しを行うものとする。

附則

本規程は、2026年5月11日より施行する。
(改定履歴: 2026年5月11日 全面的改定)